15－競技

- **競技とは：**他人よりも早く目的に到達することです。競技は合法であり、その意図によっては推奨すべきものともなり得ます。そしてここで取り上げるのは、競技で先んじた者に対しての褒章のことです。

- **競技の法的位置づけ：**

競技や競争の合法性は、イスラームの長所の 1 つです。
それらによって攻撃や撤退などにおける軍事的な訓練や順応性、身体の強化、忍耐力や耐久性を培うことが出来ますし、また至高のアッラーの道における奮闘に際しての身体的準備にもなり得るからです。

- **競技の種類：**

競技は駆け足や様々な種類の投てき、馬やラクダを用いたものなど、多岐に渡った形式をとることが出来ます。

- **競技に際しての正しい条件：**

競技に際して条件をつける場合、以下の要素を満たしていないと正しい条件とはなりません：

1－使用する乗り物や投てきに用いる道具などが、参加者間で統一されていること。

2－距離や投てきの範囲をあらかじめ設定しておくこと。

3－褒章となる対象が合法かつ明白に知られているものであること。

4－競技参加者を明白に選定しておくこと。

- **レスリングやボクシングに関しての法的見解：**

1－肉体を強化し忍耐力や耐久力を養うような競技は、レスリングにせよ水泳にせよ合法です。但し何らかの義務行為や、それらよりも優先される物事をそっちのけにして没頭しないこと、またそれらの競技においてイスラーム法的な禁止行為が含まれないこと、危険性が高くないことなどが条件付けられます。

2－競技場などで今日行われている形のボクシングやレスリングなどは、その危険性と害悪、またアウラ[1]の露出やアッラーの法以外のものによる裁定などが含まれることから、禁じられます。

- 動物同士を戦わせるためにけしかけたり興奮させたりすることや、動物を射的の的にすることなどは許されません。

- **競技において褒章を受け取ることに関して：**

褒章を伴う競技は、ラクダと馬によるものか、あるいは投てきによるものかのみに限られます。預言者（彼にアッラーからの祝福と平安あれ）はこう言いました：「投てきとラクダと馬以外には、（褒章を伴った）競技はない。」（アブー・ダーウードとアッ＝ティルミズィーの伝承[2]）[3]

- **競技における褒章に関しての 3 つのケース：**

1－褒賞を伴うことが許されるもの：つまりラクダや馬や投てきのことです。

2－褒賞の有無を別にしてその競技自体が禁じられるもの：つまり博打の類いやチェス競技[4]などです。

3－褒章を伴わなければ許されるもの：大多数のものはこのケースに属し、駆け足や船による競技やレスリングなどがこの例として挙げられます。但しあらかじめ設定したり知らせたりしていない形であれば、勝利者には奨励を目的とした賞品や褒章を与えることが許されます。[5]

- **博打とは：**努力を介することなく金銭的利益と損失を生じさせるようなあらゆる行為のことです。

- **賭け事や博打に関して：**

---

[1] 訳者注：「アウラ」とは人前で晒してはいけない体の部位で、男性のアウラはへそから両膝までで、男性に対する女性のアウラは顔と両手を除く全身ですが、その他にも諸見解があります 。

[2] 真正な伝承。スナン・アブー・ダーウード（2574）、スナン・アッ＝ティルミズィー（1700）。文章はアッ＝ティルミズィーのもの。

[3] 訳者注：マーリクやアブー・ハニーファらは別の伝承を典拠に、駆け足による競争やレスリングにおいても褒章を伴うことが可能との見解を示しています。

[4] 訳者注：多くの物事がそうであるように、この問題も学者間により相違の見解があります。現代の著名な法学者アル＝カラダーウィーなどは、チェスを禁じることを伝える伝承に信頼性のあるものは存在しないと述べています。

[5] 訳者注：訳者注 3 参照のこと。

賭け事や博打、サイコロ遊び[6]などは禁じられます：

1－ **- 信仰する者たちよ、酒と賭け事、偶像とアル＝アズラーム[7]はシャイターン（悪魔）の行いであり、不浄である。ゆえにそれらを避けるのだ。（そうすれば）あなた方は成功するであろう。 ，**（クルアーン 5：90）

2－ブライダ（彼にアッラーのご満悦あれ）によれば、預言者（彼にアッラーからの祝福と平安あれ）は言いました：「サイコロ遊びをした者は、実にその手を豚肉とその血で染めたようなものである。」（ムスリムの伝承[8]）

● **現在普及している球技などに関して：**

現在普及している形での様々な球技に認められる現象は、大変空虚なものです。
そしてクラブやチームレベルにせよ、あるいは国際的舞台にせよ、以下のような好ましくない要素を含む形のままそのような遊戯を行うことは非常に危険です：

・ 非ムスリムとの相似。
・ 何らかのハプニングが生じた際にイスラーム法以外の法規定に裁定を任せること。
・ 遊興に時間を無駄遣いすること。
・ 財産の浪費。
・ 太腿などのアウラ[9]の露出。
・ 暴動騒ぎを引き起こすきっかけとなること。
・ 男女の同席。
・ アッラーの念唱やサラー（礼拝）などの義務行為をおろそかにさせ、放棄させたり遅延させたりする原因になること。
・ 特に試合の際に、選手やサポーター同士の間に敵意や憎悪や分裂の危険が生じること。
・ 諸々の問題や派閥の発生原因となること。
・ 相互の罵り合い。
・ 人を学究や布教から遠ざけること。
・ 選手同士の衝突や争いの原因となること。

そして上記のような危険性がなければ、球技に限らず各種の合法的遊戯に興じることに問題はないでしょう。

6　訳者注：アッ＝シャウカーニーは、預言者（彼にアッラーからの祝福と平安あれ）の教友たちの多くは賭けを伴わないサイコロ遊びを禁止行為ではなく、忌避行為と受け取っていたとしています（アッ＝シャウカーニー著「ナイル・アル＝アウタール」8／258,259）。
7　訳者注：「アル＝アズラーム」とは、当時賭け事やくじ引きに使われていた火打石のことであると言われます。
8　サヒーフ・ムスリム（2260）。
9　訳者注：「アウラ」とは人前で晒してはいけない体の部位で、男性のアウラはへそから両膝までで、男性に対する女性のアウラは顔と両手を除く全身ですが、その他にも諸見解があります　。

このような遊戯は人を、人が創造された真の理由であるアッラーへのイバーダ（崇拝行為）やイスラームへの呼びかけから遠ざけてしまうものです。私たちが現世と来世において、あらゆる害悪から平安かつ安全でありますように。

● **商店などからのプレゼント等に関して：**

以下のようなプレゼントや賞品は、アッラーが禁じられた物事への扉を開く原因となります：

- スーパーやデパートなどで商品の購入額に応じて贈られる物。
- スポーツ競技や商的・工芸的祭典や展示会などにおける賞品。
- 生き物のデザインや彫刻などに関するコンテストにおける賞品。
- ファッション・コンテスト。
- 容姿の美しさを競うコンテストなど。

というのもこのような物事はイスラーム社会を収斂させ、財産を空虚な手段をもって貪ることや、時間の浪費、宗教や高徳の腐敗の原因となるからです。そしてムスリムは、人間が創造された真の意味を忘れてこのような物事に現を抜かすことから、細心の注意を払わなければなりません。